

第122期定時株主総会招集ご通知



日時

平成28年6月23日（木曜日）
午前9時30分（受付開始 午前8時30分）



場所

大阪市西区新町1丁目14番15号
オリックス劇場

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目次

第122期定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	5
【添付書類】	
事業報告 ……………	28
連結計算書類 ……………	51
計算書類 ……………	55
監査報告 ……………	59

- 本定時株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ご出席の株主様が多数の場合、オリックス劇場内の別室にご案内させていただくことがあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙（白色）を会場受付にご提出ください。

【ご注意】普通株主様による種類株主総会について

- 本定時株主総会と同日の午後3時30分（予定）より普通株主様による種類株主総会が開催されます。お間違いにならないようご注意ください。
- 本定時株主総会は、平成28年3月31日を基準日として議決権を有している株主様を対象といたします。種類株主総会は、平成28年5月15日を基準日として議決権を有している株主様を対象といたします。
- 両時点で議決権を有している株主様には、本定時株主総会の招集ご通知・議決権行使書用紙（白色）とは別に、緑色の封筒で種類株主総会の招集ご通知・議決権行使書用紙（ピンク色）もお送りしております。平成28年5月15日時点で議決権を有していない株主様には、本定時株主総会の招集ご通知・議決権行使書用紙（白色）のみをお送りしております。
- 本定時株主総会の議決権行使書用紙（白色）では、種類株主総会にご出席いただくことはできません。

株 主 各 位

大阪市阿倍野区長池町22番22号
シャープ株式会社
取締役社長 高橋興三

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前9時30分
2. 場 所 大阪市西区新町1丁目14番15号
オリックス劇場

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第122期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第122期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による募集株式（普通株式及びC種種類株式）発行の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬等の額の改定及び内容決定の件
- 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (2) インターネット等による方法で複数回数、又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) 上記のほか、議決権の行使に関する事項は3頁から4頁をご参照ください。

以上

-
- 開会時刻（午前9時30分）直前は受付の混雑が予想されますので、お早目にご来場ください。
（受付開始 午前8時30分）
 - ご出席の株主様が多数となった場合は、オリックス劇場内の別室にご案内させていただくことがあります。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告「6.会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の個別注記表なお、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している事業報告「6.会社の支配に関する基本方針」並びに連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載してお知らせいたします。
 - 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- 1) 書面による議決権行使に代えて、パソコン又は携帯電話により当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の株主様は、同封の議決権行使書用紙右下に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

当社指定のURL : <http://www.it-soukai.com>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して、次の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることが可能です。なお、操作方法の詳細はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- 2) 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は、本定時株主総会に關してのみ有効です。
- 3) インターネットに関する費用(プロバイダ接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。なお、当社から株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使についてご不明な点は、株主名簿管理人 **みずほ信託銀行 証券代行部** までお問い合わせください。

- 1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (土日休日を除く 午前9時～午後9時)
- 2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (土日休日を除く 午前9時～午後5時)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成27年9月28日の取締役会において、現在の本社ビル（大阪市）の土地・建物の譲渡を決議し、同日譲渡契約を締結しております。これに伴い、本社の移転先を検討してまいりましたが、堺市にある当社事業所に移転することといたしましたので、定款に定める本店所在地を大阪市から堺市に変更するものであります。（変更案第2条）

なお、本定款変更の効力の発生は、平成28年6月30日までに開催する取締役会において決定する本店移転日をもって生ずるものとするものであります。（変更案附則）

- (2) 新たな種類の株式であるC種種類株式の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定の新設等を行うものであります。（変更案第6条、第6条の4、第8条）

C種種類株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において本定款変更の議案が原案どおり承認可決され、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

- (3) A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行並びにC種種類株式の取得条項の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。（変更案第6条）

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において付議する第三者割当による募集株式の発行に係る普通株式及びC種種類株式すべてが発行されることを条件とするものであります。

- (4) 当社は、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしておりますが、新株予約権の割当てを機動的かつ柔軟に行うため、当社と新株予約権を引き受ける者との間で締結する総数引受契約について会社法第244条第3項の承認を行う機関として、取締役会に加えて、取締役社長を追加するものであります。（変更案第6条の5）

- (5) 種類株主総会の基準日に関する規定を整備するものであります。（変更案第17条の2）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案														
<p>(本店の所在地) 第2条 当社の本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50</u>億株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table data-bbox="226 498 604 604"> <tr> <td>普通株式</td> <td>50億株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>20万株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td>2万5,000株</td> </tr> </table> <p>(新 設)</p>	普通株式	50億株	A種種類株式	20万株	B種種類株式	2万5,000株	<p>(本店の所在地) 第2条 当社の本店を<u>堺市</u>に置く。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>100</u>億株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <table data-bbox="846 498 1239 635"> <tr> <td>普通株式</td> <td>100億株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>20万株</td> </tr> <tr> <td>B種種類株式</td> <td>2万5,000株</td> </tr> <tr> <td>C種種類株式</td> <td>1,136万3,636株</td> </tr> </table> <p><u>(C種種類株式)</u> 第6条の4 当社の発行するC種種類株式の内容は、<u>次項から第8項までに定めるものとする。</u></p> <p>②<u>剰余金の配当</u> 当社は、ある事業年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下、「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（C種種類株主と併せて以下、「C種種類株主等」という。）に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主等と同順位で、C種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりC種種類株式1株あたりに支払われる金銭を、以下、「C種種類配当金」という。）を行う。なお、C種種類配当金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>	普通株式	100億株	A種種類株式	20万株	B種種類株式	2万5,000株	C種種類株式	1,136万3,636株
普通株式	50億株														
A種種類株式	20万株														
B種種類株式	2万5,000株														
普通株式	100億株														
A種種類株式	20万株														
B種種類株式	2万5,000株														
C種種類株式	1,136万3,636株														

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③<u>残余財産の分配</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、C種種類株式1株当たりにつき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に第5項第2号に定める取得比率を乗じた額の金銭による残余財産の分配（かかる分配によりC種種類株式1株当りに支払われる金銭を、以下、「C種残余財産分配金」という。）を行う。なお、C種残余財産分配金に各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p>④<u>議決権</u> <u>C種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会及びC種種類株主を構成員とする種類株主総会において、議決権を有しない。</u></p> <p>⑤<u>普通株式を対価とする取得条項</u> 1. <u>当社は、平成29年7月1日以降、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令の許容する範囲内において、C種種類株式1株当たりにつき、第2号に定める取得比率を乗じた数の普通株式を交付するのと引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。なお、C種種類株式の一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきC種種類株式を決定する。</u> 2. <u>C種種類株式の取得比率は100とする。</u></p> <p>⑥<u>譲渡制限</u> <u>C種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑦株式の併合又は分割、株式無償割当て等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。 2. 当社は、株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）無償割当てを行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式の株式無償割当て又はC種種類株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株式を有する株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。）で行う。 3. 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行（自己株式の処分を含む。）又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行（自己新株予約権の処分を含む。）を行うときは、C種種類株主に対し、C種種類株式又はC種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株式を有する株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数を同一にすることを含む。）で、実質的に公平な払込金額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の価額により与える。 4. 前各号に定める場合を除き、当社は、C種種類株式について株式の分割若しくは併合又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てを行わず、また、C種種類株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 (新 設)</p> <p>第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。 ②第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 当社が株主総会の決議によってC種種類株主との合意により当該C種種類株主の有するC種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p>(新株予約権に係る総数引受契約の承認) 第6条の5 新株予約権に係る総数引受契約に関する会社法第244条第3項の承認は、取締役会の決議又は取締役社長の決定により行うものとする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>(種類株主総会) 第17条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>附 則 第2条 (本店の所在地) の変更は、平成28年6月30日までに開催される当社の取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</p>

第2号議案 第三者割当による募集株式（普通株式及びC種種類株式）発行の件

当社は、下記1.に記載の理由により、会社法第199条の規定に基づき、下記2.に記載の内容で、第三者割当により募集株式（普通株式及びC種種類株式（以下、併せて「本普通株式等」といいます。））を発行いたしたいと存じます。

なお、本普通株式等の発行は、第1号議案が原案どおり承認可決され、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会すべてにおいて定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることにより、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生すること（ただし、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数の増加についての定款変更の効力を除く。）を条件とするものであります。

1. 第三者割当により募集株式を発行する理由

(1) 割当予定先に対して第三者割当により募集株式を発行する理由

当社は、平成27年3月期に大幅な赤字を計上するに至り、将来にわたって環境変化に揺らぐことのない安定的な事業基盤を構築するため、平成27年5月14日に「2015～2017年度 中期経営計画」を発表し、着実に実行してまいりました。しかし、平成28年3月期連結業績については、ディスプレイデバイス事業において期初の想定をはるかに上回る中国市場向けのスマートフォン用液晶の販売減や価格競争激化による単価ダウンの影響があったことをはじめ、その他の事業でも当社を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、2期連続して赤字を計上することとなりました。また、このような状況のため設備等への新たな投資を抑えざるを得ない状況が続いており、今後、売上拡大、コスト競争力の確保を図ることができず、さらに財務状況が悪化することが懸念されます。

このような状況を打開するため、第三者割当による株式発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを検討してまいりました。結果、当社の成長に向けた投資を十分に行いうる出資額であり、当社の財務体質の改善にも大きく貢献すること、液晶事業においては当社と相互補完的な関係にあり、同事業における協業を通じた当社事業の更なる競争力強化が見込まれるとともに、他の事業においても、世界トップクラスのEMSとしての製造技術の活用により、当社の生産性やコスト競争力の更なる強化が期待できるなど、事業面でのシナジー効果が大きいと考えられたこと等から、下記2.に記載のとおり、鴻海精密工業股份有限公司（以下、「鴻海精密工業」といいます。）他3社（以下、併せて「本割当予定先」といいます。）に対して本普通株式等を発行することにより資金を調達することがベストであると判断しました。

本第三者割当増資は、下記(4)(b)に記載のとおり、株式を引き受ける者に特に有利な金額による発行であり、また、大規模な希薄化の影響が生じる可能性があるため、株主の皆様にご負担

をおかけするものではありませんが、自己資本比率の改善及び財政状況の回復のためには、負債である社債発行や資金の借入ではなく、株式等の発行による資本性の資金調達を行うことが不可欠であり、确实かつ迅速に資本性の資金調達を行うためには第三者割当による株式発行が適当であると考えております。加えて、払込金をOLED等の投資に用いることや、本割当予定先である鴻海精密工業グループとの間で強固な取引関係を確立することで、事業基盤を更に安定的なものとし、ひいてはこれが当社の企業価値及び株主価値向上に寄与するものと考えられることから、本第三者割当増資が既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができるものと判断して、本第三者割当増資による資金調達を行うことといたしました。

(2) 当社の遵守事項

当社と本割当予定先の間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む株式引受契約を締結しております。

- (a) 本割当予定先より書面で取締役の指名がなされた場合には、本第三者割当増資後直ちに有効となるように、取締役9名のうち6名以下又は取締役の総数の3分の2以下の人数を本割当予定先の当該指名に従い選任するのに必要な株主総会及び種類株主総会の承認決議を得るよう最大限努力すること。
- (b) 当社の責めに帰すべき事由により株式引受契約が終了した場合、又は本割当予定先の責めに帰すべき事由によらずして平成28年10月5日までに本第三者割当増資の実行がなされない場合は、当社は、その事象の発生以降3か月間、鴻海精密工業又はその指定する第三者に対し、当社のディスプレイ事業を会社分割、事業譲渡その他の手法により、公正な価格で購入する権利を与えること並びに鴻海精密工業又はその指定する第三者が当該権利を行使した場合、当社は株主総会の承認や第三者からの同意取得を含め、当該ディスプレイ事業の取得が実行されるよう協力すること。

(3) 本割当予定先の払込義務の前提条件

本割当予定先による本普通株式等に係る主要な払込義務の履行の前提条件は次のとおりであります。

- (a) 第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「第三者割当による募集株式（普通株式及びC種種類株式）発行の件」が、本定時株主総会において原案どおり承認可決され、かつ、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会すべてにおいて定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されること。
- (b) 本第三者割当増資に係る有価証券届出書の効力が発生すること。
- (c) 本第三者割当増資に関し、必要とされる各国の競争当局の企業結合に関する届出認可等、各国の関連当局の許認可等を得ること。

(4) 払込金額が合理的であると判断した理由及び本定時株主総会に付議する理由

- (a) 払込金額が合理的であると判断した理由

本第三者割当増資により発行される普通株式の1株当たりの払込金額は88円、C種種類株式の1株当たりの払込金額は8,800円です。本割当予定先からこの金額の提案を受け、最大限の交渉を重ねた上、当社は、平成28年3月30日開催の取締役会において、当該払込金額による本第三者割当増資の実行について審議いたしました。その結果、将来の飛躍的な発展のために十分な成長資金を確保かつ迅速に調達する必要性、並びに本割当予定先への本第三者割当増資の実行が、中・長期的な観点からは、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれ、ひいては既存株主の皆様への利益につながると考え、上記の払込金額による本第三者割当増資の実行には合理性があるものと判断し、上記の払込金額とすることを決議いたしました。

(b) 本定時株主総会に付議する理由

普通株式の払込金額1株当たり88円は、上記取締役会決議日の直前営業日である平成28年3月29日の当社普通株式の終値130円に対しては32.3%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値141.80円に対しては37.9%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値140.52円に対しては37.4%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値135.60円に対しては35.1%のディスカウントを行った金額となります。よって、本払込金額は、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当すると判断し、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件として、払込金額を1株当たり88円として、本第三者割当増資に係る普通株式を発行することといたしました。

C種種類株式の払込金額1株当たり8,800円は、平成28年2月24日時点の情報を基に第三者評価機関が評価した金額である1株当たり12,272円～13,423円を10%以上下回っております。また、C種種類株式は、第1号議案の定款変更案第6条の4に記載のとおり、配当金・残余財産の分配については転換比率に応じて増額されるものの、非累積及び非参加型であることから、C種種類株式1株と普通株式100株とは同程度の価値ということもできます。しかるところ、C種種類株式の1株当たりの払込金額8,800円は、上記取締役会決議日の直前営業日である平成28年3月29日の当社普通株式の終値130円に100を乗じた数に対しては32.3%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の当社普通株式の終値の単純平均値141.80円に100を乗じた数に対しては37.9%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の当社普通株式の終値の単純平均値140.52円に100を乗じた数に対しては37.4%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の当社普通株式の終値の単純平均値135.60円に100を乗じた数に対しては35.1%のディスカウントを行った金額であり、普通株式と同様、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当すると考えられます。よって、本定時株主総会において、株主の皆様から特別決議による承認をいただけることを条件として、払込金額を1株当たり8,800円として、本第三者割当増資に係るC種種類株式を発行することといたしました。

(5) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、普通株式3,281,950,697株、C種種類株式11,363,636株を発行することにより、約3,888億円を調達いたしますが、上述した割当予定先に対して第三者割当により募集株式を発行する理由に照らしますと、当該発行数量も合理的であると判断しております。

なお、C種種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、普通株式を対価とする取得条項の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。C種種類株式の全部について普通株式を対価とする取得条項を行使したと仮定すると、議決権数で1,136,363個の普通株式が交付されることになり、本第三者割当増資により発行する普通株式の議決権数3,281,950個と併せて本割当予定先は議決権で4,418,314個の普通株式を保有することになります。これは平成28年3月31日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権総数である1,685,106個に対する割合（希薄化率）は262.20%となります。

当社としましては、自己資本比率の改善及び財政状況の回復のためには、負債である社債発行や資金の借入ではなく、株式等の発行による資本性の資金調達を行うことが不可欠であり、払込金をOLED等の投資に用いることで、将来的な売上の拡大やコスト競争力強化などを通じた利益率の向上、急激な景気変動等の構造変化にも耐えうる財務及び事業基盤の強化等が見込まれることから、本第三者割当増資は、当社の将来にわたる収益性の向上に寄与することが可能と考えております。また、本割当予定先である鴻海精密工業グループとの間で強固な取引関係を確立することで、事業基盤を更に安定的なものとし、ひいてはこれが当社の企業価値及び株主価値向上に寄与するものと考えられます。よって、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

2. 募集株式の内容

a.募集株式の種類	普通株式	C種種類株式 なお、C種種類株式の内容につきましては、 第1号議案をご参照ください。
b.募集株式の数	3,281,950,697株	11,363,636株
c.払込金額	1株につき88円	1株につき8,800円
d.払込金額の総額	288,811,661,336円	99,999,996,800円
e.増加する資本金 及び資本準備金	資本金 144,405,830,668円 (1株につき44円) 資本準備金 144,405,830,668円 (1株につき44円)	資本金 49,999,998,400円 (1株につき4,400円) 資本準備金 49,999,998,400円 (1株につき4,400円)
f.発行方法	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。 鴻海精密工業股份有限公司 1,300,000,000株 Foxconn (Far East) Limited 915,550,697株 Foxconn Technology Pte. Ltd. 646,400,000株 SIO International Holdings Limited 420,000,000株	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 鴻海精密工業股份有限公司 11,363,636株
g.払込期日	平成28年6月28日から 平成28年10月5日まで	平成28年6月28日から 平成28年10月5日まで

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(13名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了し、水嶋繁光、橋本仁宏、伊藤ゆみ子、橋本明博、半田 力、榊原 聡、加藤 誠、大八木成男、北田幹直、住田昌弘及び齋藤進一の11氏は退任となります。

当社は、より一層機動的な意思決定が行えるよう取締役を減員し、また、本割当予定先との協働関係を円滑・迅速に構築するため、第2号議案に係る本普通株式等の発行に対する払込み(以下、「本件払込み」といいます。)までは6名(高橋興三、長谷川祥典、野村勝明、沖津雅浩、中矢一也及び石田佳久の6氏)とし、本件払込み後は更に4名(戴 正呉、劉 揚偉、中川威雄及び高山俊明の4氏)が就任することとし、辞任により退任予定の高橋興三氏を除く、9名の取締役とすることといたしたく、以上10名の選任をお願いするものであります。なお、戴 正呉、劉 揚偉、中川威雄及び高山俊明の4氏の選任の効力は、本件払込みを条件として生ずるものであります。

取締役候補者は、次のとおり(※印は新任の取締役候補者)であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 たか はし こう ぞう 高 橋 興 三 (昭和29年8月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年9月 同 執行役員 平成22年4月 同 常務執行役員 平成24年4月 同 副社長執行役員 平成24年6月 同 代表取締役兼副社長執行役員 平成25年6月 同 代表取締役社長、現在に至る。	普通株式 34,792株
2	 は せ がわ よし すけ 長 谷 川 祥 典 (昭和30年4月19日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年6月 同 取締役通信システム事業本部長 平成19年4月 同 常務取締役通信システム事業本部長 平成20年6月 同 常務執行役員通信システム事業本部長 平成21年4月 同 常務執行役員モバイル液晶事業本部長 平成22年4月 同 常務執行役員液晶事業統轄兼液晶事業本部長 平成25年4月 同 常務執行役員通信システム事業統轄兼通信システム事業本部長 平成27年6月 同 代表取締役兼専務執行役員コンシューマーエレクトロニクス事業統轄 平成27年10月 同 代表取締役兼専務執行役員コンシューマーエレクトロニクスカンパニー社長、現在に至る。	普通株式 53,834株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	 <p>※ のむらかつあき 野村勝明 (昭和32年2月7日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成21年10月 同 AVシステム管理本部長 平成22年4月 同 執行役員経理本部長 平成22年6月 同 取締役兼執行役員経理本部長 平成23年10月 同 取締役兼常務執行役員経営戦略統轄兼経理本部長 平成24年4月 同 取締役兼執行役員大型液晶事業本部副本部長 平成24年6月 シャープディスプレイプロダクト株式会社 (現：堺ディスプレイプロダクト株式会社) 代表取締役会長(平成28年4月より取締役会長、 現在に至る。) 平成28年4月 当社副社長執行役員経理・財務本部長、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 堺ディスプレイプロダクト株式会社 取締役会長(退任予定)</p>	普通株式 16,795株
4	 <p>※ のおきつまさひろ 沖津雅浩 (昭和32年8月3日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成17年10月 上海夏普電器有限公司総経理 平成21年3月 当社健康・環境システム事業本部ランドリーシステム事業部長 平成22年10月 同 健康・環境システム事業本部空調システム事業部長 平成23年10月 同 健康・環境システム事業本部副本部長兼空調システム事業部長 平成25年4月 同 執行役員健康・環境事業統轄兼健康・環境システム事業本部長 平成27年10月 同 執行役員コンシューマーエレクトロニクスカンパニーEVP兼健康・環境システム事業本部長、現在に至る。</p>	普通株式 27,226株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
5	社外取締役候補者  ※ なか や かず や 中 矢 一 也 (昭和31年9月14日生)	平成18年6月 パナソニック四国エレクトロニクス株式会社 (現：パナソニックヘルスケア株式会社) 取締役 ストレージ事業部長 平成20年6月 同 常務取締役デバイス事業グループ長 平成21年4月 同 代表取締役常務 全社事業担当、経営企画・広 報担当兼ロボット事業化プロジェクトリーダー 平成24年6月 同 代表取締役専務 全社事業担当、経営企画・広 報担当 平成26年4月 パナソニックヘルスケアホールディングス株式会 社執行役員 パナソニックヘルスケア株式会社代表取締役専務 執行役員最高技術責任者 (C T O) 平成27年10月 コニカミノルタ株式会社事業開発本部顧問 平成28年4月 同 開発統括本部顧問、現在に至る。	普通株式 2,000株
6	社外取締役候補者  ※ いし だ よし ひさ 石 田 佳 久 (昭和34年11月5日生)	平成18年6月 ソニー株式会社業務執行役員 S V P 平成23年9月 Sony Ericsson Mobile Communications AB (現：ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社) Deputy CEO 兼 EVP、取締役 平成27年7月 楽天株式会社 コンサルタント、現在に至る。 平成27年9月 SILK LABS アドバイザー、現在に至る。 平成27年11月 エルジーディスプレイジャパン株式会社 コンサ ルタント、現在に至る。 楽天株式会社及びエルジーディスプレイジャパン株式会社とのコン サルタント契約は終了予定。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
7	 <p>※ たい せい ごと 戴 正 呉 (昭和26年9月3日生)</p>	<p>昭和61年7月 鴻海精密工業股份有限公司入社 平成13年7月 同 董事代表人、現在に至る。 平成16年7月 鴻海科技集團副總裁、現在に至る。 平成21年7月 乙盛精密工業股份有限公司董事、現在に至る。 平成24年7月 天鈺科技股份有限公司董事代表人 (平成28年5月退任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 鴻海精密工業股份有限公司 董事代表人 鴻海科技集團 副總裁 乙盛精密工業股份有限公司 董事</p>	0株
8	 <p>※ りゅう やん うえい 劉 揚 偉 (昭和31年3月2日生)</p>	<p>昭和63年6月 Young Microsystem Corp.設立 平成7年5月 ITE Tech. Inc.設立 平成9年2月 ITEX Corp.設立 平成15年7月 Princeton Technology Corp.ゼネラルマネジャー 平成19年3月 鴻海精密工業股份有限公司スペシャルアシスタント 平成19年6月 富泰康電子研發(煙臺)有限公司董事長、現在に至る。 平成22年5月 鴻海精密工業股份有限公司Bサブグループ総経理、現在に至る。 平成26年5月 虹晶科技股份有限公司董事長、現在に至る。 平成27年4月 晶兆創新股份有限公司董事長、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 富泰康電子研發(煙臺)有限公司 董事長 鴻海精密工業股份有限公司 Bサブグループ総経理 虹晶科技股份有限公司 董事長 晶兆創新股份有限公司 董事長</p>	0株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
9	 <p>※ なか がわ たけ お 中 川 威 雄 (昭和13年10月12日生)</p>	<p>昭和54年 4 月 東京大学生産技術研究所教授 昭和60年 4 月 同所付属先端素材開発研究センター長 平成 6 年 4 月 理化学研究所研究基盤技術部長(兼務) 平成11年 5 月 東京大学名誉教授、現在に至る。 平成12年10月 ファインテック株式会社代表取締役社長 平成27年 4 月 同 代表取締役会長、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) ファインテック株式会社 代表取締役会長 日本ピラー工業株式会社 社外取締役 ファナック株式会社 社外監査役 株式会社ツガミ 社外取締役 オーエスジー株式会社 社外取締役</p>	0株
10	 <p>※ たか やま とし あき 高 山 俊 明 (昭和50年12月24日生)</p>	<p>平成12年 5 月 フォックスコン・ジャパン株式会社入社 平成17年 6 月 同 福岡事務所長 平成19年 4 月 同 代表取締役、現在に至る。 平成22年 7 月 ピーケーエム株式会社代表取締役、現在に至る。 平成25年 1 月 堺ディスプレイプロダクト株式会社代表取締役副 社長、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) フォックスコン・ジャパン株式会社 代表取締役 ピーケーエム株式会社 代表取締役 堺ディスプレイプロダクト株式会社 代表取締役副社長(退任予定)</p>	0株

- (注) 1. 野村勝明氏は堺ディスプレイプロダクト株式会社の取締役会長、高山俊明氏は同社の代表取締役副社長であります。退任予定であります。当社は堺ディスプレイプロダクト株式会社の株式の39.88%を保有しており、同社から液晶ディスプレイを購入しております。
- 戴 正呉氏は鴻海精密工業股份有限公司の董事代表人、劉 揚偉氏は同社Bサブグループ総経理であります。同社は、第2号議案に係る普通株式の発行がなされた場合、当社の親会社等に該当します。
- 劉 揚偉氏が董事長である虹晶科技股份有限公司、富泰康電子研發(煙臺)有限公司及び晶兆創新股份有限公司は、鴻海精密工業股份有限公司の子会社等に該当します。
- 中川威雄氏が代表取締役会長であるファインテック株式会社の株式は、鴻海精密工業股份有限公司の子会社であるFoxconn (Far East) Limitedが一部を保有しています。
- 高山俊明氏が代表取締役であるフォックスコン・ジャパン株式会社は、鴻海精密工業股份有限公司の子会社等に該当します。同氏が代表取締役であるピーケーエム株式会社の株式は、鴻海精密工業股份有限公司が一部を間接的に保有しています。
- その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 候補者が所有する当社株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
3. 中矢一也、石田佳久の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当該候補者を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- 中矢一也候補者
同氏は、長年にわたりエンジニアとしてシステム開発等に従事され、また、総合電機メーカーのグループ会社において経営に携わってこられた経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 石田佳久候補者
同氏は、長年にわたり総合電機メーカーにおいて経営に携わってこられた経験を活かした幅広い見地から、独立した立場で当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 中矢一也、石田佳久の両氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」(インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/governance/policy/pdf/independence.pdf>) に掲載しております。)を満たしており、十分な独立性を有しております。
- 当社は、中矢一也、石田佳久の両氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出を行う予定であります。
5. 当社は、中矢一也、石田佳久の両氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。また、劉 揚偉、中川威雄の両氏が非業務執行取締役となることを条件に、両氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人としてPwCあらた監査法人の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、監査役会の決定に基づいております。

PwCあらた監査法人については、独立性及び専門性、並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性を有し、会計監査人として適格性を有していること、また、当社が鴻海精密工業グループから第三者割当増資を受け、当該グループの一員となることが予定されているところ、鴻海精密工業股份有限公司ではPricewaterhouseCoopers Taiwan (PwC台湾) が会計監査を担っていることから、当社がPwCあらた監査法人を会計監査人として選任することにより、PwCグループのネットワークによる監査の効率性を高めることが期待できることに鑑み、候補者とすることが適切であると判断したためであります。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

名 称	PwCあらた監査法人 金融庁への登録申請その他の手続が完了することを条件に、平成28年7月1日付で有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwCあらた有限責任監査法人」に変更する予定であります。		
事 務 所	主たる事務所	東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル	
	その他の事務所	名古屋事務所、大阪事務所、福岡連絡事務所	
沿 革	平成18年6月	あらた監査法人設立	
	平成18年7月	業務開始	
	平成27年7月	PwCあらた監査法人に社名変更	
概 要	資 本 金	1,000,000,000円 (平成28年4月1日現在)	
	構 成 人 員	代表社員・社員	121名
		公認会計士	801名
		公認会計士試験合格者等	434名
		監査補助職員	700名
		その他の事務職員等	383名
		合計	2,439名 (平成28年3月31日現在)

第5号議案 取締役の報酬等の額の改定及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年6月24日開催の第114期定時株主総会において月額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが（年額換算で7億2,000万円以内）、会社業績に対する責任及びインセンティブの向上を目的として、ストックオプションを基軸とし補完的に金銭報酬を付与する報酬制度に変更することとし、これに伴いまして、取締役の報酬等の額及び内容を以下のとおりに改定させていただきたいと存じます。ただし、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

<ストックオプションによる報酬枠>

本定時株主総会における第6号議案の承認後1年以内に当社取締役の報酬等として割り当てる新株予約権は2,000個以内（ただし、社外取締役には割り当てないものとする。）といたします。ただし、新株予約権の額の合計は5億円以内といたします。この新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定することといたします。なお、新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとします。

<金銭による報酬枠>

執行役員を兼務する取締役に對し、ストックオプションとは別に金銭報酬を支払うこととし、社外取締役に支払う金銭報酬を併せた金銭による報酬枠を年額2億円以内（うち、社外取締役分は年額4,000万円以内）といたします。

なお、執行役員を兼務する取締役に對してストックオプションとは別に支払う金銭報酬については、執行役員と同等の基準により定めることとします。

ストックオプションとしての新株予約権の内容につきましては、第6号議案に記載のとおりです。

なお、現在の取締役の員数は13名（うち、社外取締役は5名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時から本件払込みまでの取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）となり、本件払込みにより新たに4名が就任し、1名が辞任により退任いたしますと、取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）となります。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員（以下、「役職員」といいます。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の再生・成長に必要な人材を維持・獲得し、かつ、当社グループへの経営参加意識と業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプション制度を導入することとし、当社グループの役職員に対する報酬の一つとしてストックオプションとしての新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、192,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

192,000個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は1,000株とする。ただし、前記 2.(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数についても同様の調整を行う。また、新株予約権の割当日は取締役会において定めるものとし、取締役会は当該上限の範囲内において複数回に分けて新株予約権を割り当てることができる。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」といいます。）に、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株

式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

割当日の2年後の応当日から7年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権が50個を超える場合は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - i) 割当日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - ii) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の50%又は新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iii) 割当日の3年後の応当日から割当日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の80%又は新株予約権50個のいずれか多い方の個数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - iv) 割当日の4年後の応当日から割当日の7年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- ③ 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が書面により特例として認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。
- ⑤ その他詳細・条件は、取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

次のいずれかに該当する場合、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会）で承認された場合
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に前記2.(7)に規定する条件に該当しなくなった場合
- ③ 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2.(2)及び(3)に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2.(5)に準じて決定する。
 - ⑤ 新株予約権の権利行使期間
前記2.(6)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記2.(6)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
前記2.(8)に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の行使条件及び取得事由等
前記2.(7)及び(9)に準じて決定する。
- (12)新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13)新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出入が横ばいとなったものの、雇用情勢が改善し、設備投資にも持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復を続けました。また海外では、中国経済が減速傾向にあるものの、全体としては、米国やユーロ圏などを中心に引き続き回復基調での推移となりました。

こうした中、当社グループでは、液晶テレビ「AQUOS 4K NEXT^{注1}」や「ヘルシオ ホットクック^{注2}」、IGZO 液晶ディスプレイ^{注3}、蓄電池連携DCハイブリッドエアコン^{注4}など、独自商品・特長デバイスの創出と販売強化に努めました。このほか、モバイル型ロボット電話「RoBoHoN^{注5}」やプラズマクラスター空気清浄機「蚊取空清^{注6}」などの開発も進めました。また、インセル型液晶タッチディスプレイ^{注7}の量産も開始しました。さらに、安定した経営基盤の早期確立に向け、「2015～2017年度 中期経営計画」の3つの重点戦略である①事業ポートフォリオの再構築、②固定費削減の断行、③組織・ガバナンスの再編・強化に取り組みました。

しかし、当連結会計年度の業績は、コンシューマーエレクトロニクス、エネルギーソリューション、ディスプレイデバイスの売上が減少したことにより、売上高が2兆4,615億円（前年度比11.7%減）となりました。誠に遺憾ながら、コンシューマーエレクトロニクス、ディスプレイデバイスの業績悪化により、営業損失は1,619億円（前年度は480億円の営業損失）、経常損失は1,924億円（前年度は965億円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,559億円（前年度は2,223億円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、年間配当金につきましては、当期純損失の計上となり、個別決算において繰越利益剰余金が欠損の状況であることから、無配とさせていただきます。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

各セグメント別の状況は、概ね次のとおりです。

コンシューマーエレクトロニクス

売上高は、前年度比17.5%減の8,107億円となりました。液晶テレビや携帯電話、空気清浄機などの販売が減少しました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

エネルギーソリューション

売上高は、前年度比42.1%減の1,568億円となりました。太陽電池の販売が減少しました。

ビジネスソリューション

売上高は、前年度比3.5%増の3,551億円となりました。価格下落の影響はあったものの、海外でカラー複合機の販売が伸長しました。

電子デバイス

売上高は、前年度比5.0%増の4,900億円となりました。カメラモジュールの販売が伸長しました。

ディスプレイデバイス

売上高は、前年度比14.9%減の7,715億円となりました。テレビ用大型液晶や中国スマートフォン向け中小型液晶の販売が減少しました。

- (注) 1. 4原色技術を用い8K解像度を実現した4K液晶テレビ。詳細につきましては、平成27年5月21日公表の「『AQUOS 4K NEXT』 <80V型:LC-80XU30> を発売」をご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/150521-a.html>
2. 業界で初めて、水を使わず、火を使わず、健康的な「無水調理」が手軽にできる自動調理鍋。詳細につきましては、平成27年9月17日公表の「業界初電気無水鍋『ヘルシオ ホットクック』を発売」をご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/150917-a.html>
3. 透明な酸化物半導体を採用したディスプレイ。詳細につきましては、下記URLをご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/igzo/>
4. 蓄電池のDC(直流)電力をAC(交流)に変換することなく室外機に供給し、省エネを実現するエアコン。詳細につきましては、平成27年11月27日公表の「業界初「DCハイブリッドエアコン」を発売」をご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/151127-a.html>
5. 小型で手軽に携帯できるモバイル型ロボット電話。詳細につきましては、平成28年4月14日公表の「モバイル型ロボット電話『RoBoHoN(ロボホン)』の販売を開始」をご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/160414-a.html>
6. 蚊の習性と空気清浄機の吸引力を利用し、薬剤を使わずに粘着式「蚊取りシート」で捕獲する蚊取り機能を搭載したプラズマクラスター空気清浄機。詳細につきましては、平成28年3月17日公表の「プラズマクラスター空気清浄機『蚊取空清』を発売」をご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/160317-a.html>
7. タッチセンサー部の機能を液晶ディスプレイに内蔵。詳細につきましては、平成27年6月17日公表の「スマートフォン向けインセル型液晶タッチディスプレイを量産開始」をご覧ください。
<http://www.sharp.co.jp/corporate/news/150617-a.html>

(セグメント別売上高)

部 門	金 額	構 成 比	前 年 度 比
コンシューマーエレクトロニクス	8,107 億円	32.9 %	82.5 %
エネルギーソリューション	1,568	6.4	57.9
ビジネスソリューション	3,551	14.4	103.5
電 子 デ バ イ ス	4,900	19.9	105.0
ディスプレイデバイス	7,715	31.4	85.1
計	25,843	105.0	87.0
調 整 額	△1,227	△5.0	—
合 計	24,615	100.0	88.3

(注) 記載金額は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおり、億円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

PC向けやタブレット向けなど中型液晶の事業拡大に向け、中小型液晶ラインをはじめ総額452億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

平成27年6月30日付の株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行への第三者割当によるA種種類株式の発行並びに同日付のジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合への第三者割当によるB種種類株式の発行により、総額2,250億円の資金調達を行いました。

なお、運転資金の安定性を確保するため、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン5,100億円（平成25年6月24日のプレスリリースにて公表）の契約を継続しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しであります。国内経済は雇用環境の改善が続き、設備投資が増加傾向にあることに加え、各種経済対策による下支え効果もあり、緩やかな回復が続くと見込まれます。海外は、アメリカの金融政策とその影響、中国をはじめとするアジア新興諸国の経済の先行き、資源価格や為替の動向、地政学的リスクなどに留意する必要がありますが、全体として、回復基調を維持することが期待されます。

当社グループは、抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築を図り、平成27年5月に「2015～2017年度 中期経営計画」を発表し、3つの重点戦略である①事業ポートフォリオの再構築、②固定費削減の断行、③組織・ガバナンスの再編・強化に取り組んできました。

しかし、平成28年3月期は、ディスプレイデバイス事業において、期初の想定をはるかに上回る中国市場向けのスマートフォン用液晶の販売減や価格競争激化による単価ダウンの影響などにより、平成27年10月26日に売上高・営業利益について通期業績予想の下方修正をすることとなりました。さらに平成28年3月期第3四半期決算では親会社株主に帰属する四半期純利益において第1四半期から第3四半期までの累計で1,083億円の損失を計上し、これに伴い、財務の健全化を示す自己資本比率は平成28年3月期第3四半期末で8.6%と平成27年6月末の12.3%から低下するに至りました。

こうした状況を受け、当社グループでは、鴻海精密工業股份有限公司と戦略的提携を結び、平成28年4月2日に、鴻海精密工業股份有限公司、鴻海精密工業股份有限公司の完全子会社であるFoxconn (Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd.及びSIO International Holdings Limitedを割当先とする第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）の発行に関し、割当予定先と株式引受契約を締結^注しました。

これら新株式の発行は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生及び各国の関係当局の許認可等が得られること、並びに平成28年6月開催の第122期定時株主総会においてC種種類株式の発行に伴い必要となる定款の一部変更に係る議案及びこれらの株式の発行に係る議案が原案どおり承認可決され、かつ、普通株主による種類株主総会、A種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会すべてにおいて定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを払込みの条件としております。

当社グループは、今回の戦略的提携により、将来的な売上の拡大やコスト競争力向上などを通じた利益率の改善、急激な景気変動等にも耐えうる財務及び事業基盤の強化を図り、経営再建を果たしてまいります。

なお、当社グループは、単体及び連結ともに債務超過となり、重要な営業キャッシュ・フローのマイナスとなりました。また、平成28年3月31日期日のシンジケートローン契約は、当連結会計年度末現在においては、1ヶ月間の延長に留まっておりました。また、単体及び連結ともに債務超過のため、シンジケートローン契約の期限の利益の喪失事由に該当しております。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社は、先に記載のとおり、鴻海精密工業股份有限公司等を割当先とする第三者割当による新株式の発行に関し、平成28年4月2日に株式引受契約を締結いたしました。これにより、成長投資に資金を充当するとともに、検討中の構造改革の実行に備えることができるなど、確実な経営基盤が整備されることとなります。

また、平成28年4月26日に、平成28年4月30日期日のシンジケートローンの契約更改を行いました。単体及び連結ともに債務超過となっておりますが、主たる金融機関からは期限の利益を喪失させることは検討していない旨の内諾を得られております。

これらの諸施策により、継続的な支援のもと、資金不足となるリスクを回避し、財務基盤の安定化を図ることができ、継続企業的前提に関する重要な不確実性は認められません。

(注) 詳細につきましては、平成28年2月25日公表の「第三者割当による新株式の発行並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」及び平成28年3月30日公表の「(開示事項の経過・一部変更) 第三者割当による新株式の発行並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2016/160225.pdf>

<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2016/160330-3.pdf>

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成24年度 (第119期) (平成24年4月1日 ~平成25年3月31日)	平成25年度 (第120期) (平成25年4月1日 ~平成26年3月31日)	平成26年度 (第121期) (平成26年4月1日 ~平成27年3月31日)	平成27年度 (第122期) (平成27年4月1日 ~平成28年3月31日)
売 上 高 (百万円)	2,478,586	2,927,186	2,786,256	2,461,589
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△206,488	53,277	△96,526	△192,460
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△545,347	11,559	△222,347	△255,972
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△489.83	8.09	△131.51	△154.64
総 資 産 (百万円)	2,087,763	2,181,680	1,961,909	1,570,672
純 資 産 (百万円)	134,837	207,173	44,515	△31,211
1株当たり純資産額 (円)	106.90	115.43	17.84	△161.79

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成24年度 (第119期) (平成24年4月1日 ~平成25年3月31日)	平成25年度 (第120期) (平成25年4月1日 ~平成26年3月31日)	平成26年度 (第121期) (平成26年4月1日 ~平成27年3月31日)	平成27年度 (第122期) (平成27年4月1日 ~平成28年3月31日)
売 上 高 (百万円)	1,787,116	2,039,924	2,157,508	1,925,431
経 常 損 失 (△) (百万円)	△234,089	△11,280	△115,595	△171,141
当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△529,881	△16,547	△203,064	△263,667
1株当たり当期純損失(△) (円)	△475.93	△11.58	△120.10	△159.19
総 資 産 (百万円)	1,674,268	1,772,400	1,565,015	1,289,082
純 資 産 (百万円)	64,728	193,411	△5,980	△45,152
1株当たり純資産額 (円)	55.50	114.39	△3.53	△163.03

(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社グループは、電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造・販売を主な事業としており、カンパニー別の主要製品は、次のとおりであります。

カンパニー	主要製品
コンシューマー エレクトロニクス	液晶カラーテレビ、ブルーレイディスクレコーダー、携帯電話機、タブレット端末、電子辞書、電卓、ファクシミリ、電話機、冷蔵庫、過熱水蒸気オーブン、電子レンジ、小型調理機器、エアコン、洗濯機、掃除機、空気清浄機、扇風機、除湿機、加湿機、電気暖房機器、プラズマクラスターイオン発生機、理美容機器、ネットワーク制御ユニット等
エネルギー ソリューション	太陽電池、蓄電池等
ビジネス ソリューション	POSシステム機器、電子レジスタ、業務プロジェクター、インフォメーションディスプレイ、デジタル複合機、各種オプション・消耗品、各種ソフトウェア、FA機器、洗浄機等
電子デバイス	カメラモジュール、CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、アナログIC、高周波部品、半導体レーザ、LED、光センサ、光通信用部品、スイッチング電源等
ディスプレイデバイス	アモルファスシリコン液晶ディスプレイモジュール、IGZO液晶ディスプレイモジュール、CGシリコン液晶ディスプレイモジュール等

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

(7) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

①当 社

本 社	社	本社 (大阪市阿倍野区)
支 社	社	東京支社 (東京都港区)
研 究 開 発 拠 点		研究開発本部 (奈良県天理市)
主 要 工 場		<p>[コンシューマーエレクトロニクスカンパニー] 栃木工場 (栃木県矢板市)、亀山工場 (三重県亀山市)、 広島工場 (広島県東広島市)、八尾工場 (大阪府八尾市)、 奈良工場 (奈良県大和郡山市)</p> <p>[エネルギーソリューションカンパニー] 葛城工場 (奈良県葛城市)、堺工場 (堺市堺区)</p> <p>[ビジネスソリューションカンパニー] 奈良工場、天理工場 (奈良県天理市)</p> <p>[電子デバイスカンパニー] 福山工場 (広島県福山市)、三原工場 (広島県三原市)</p> <p>[ディスプレイデバイスカンパニー] 三重工場 (三重県多気町)、亀山工場、天理工場</p>

②子会社

国 内		シャープエレクトロニクスマーケティング(株) (大阪市阿倍野区) シャープマニファクチャリングシステム(株) (大阪府八尾市) シャープエネルギーソリューション(株) (大阪市阿倍野区) シャープエンジニアリング(株) (大阪府八尾市) シャープビジネスソリューション(株) (東京都港区)
海 外		シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション (アメリカ) シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)・リミテッド (イギリス) シャープ・アプライアンス(タイランド)リミテッド (タイ) 夏普弁公設備(常熟)有限公司 (中国) 無錫夏普電子元器伴有限公司 (中国) 南京夏普電子有限公司 (中国) 夏普電子(上海)有限公司 (中国)

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

区 分	従業員の数	前年度末比増減
国 内	19,906名	減 3,908名
海 外	23,605	減 1,677
合 計	43,511	減 5,585

②当社の従業員の状況

従業員の数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14,544名	減 2,985名	43.4歳	20.6年

(注) 従業員数の減少の主な要因は、希望退職募集等の構造改革を実施したことによるものです。

(9) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

①国 内

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	224,840 ^{百万円}
株式会社三菱東京UFJ銀行	218,540
株式会社りそな銀行	26,418
日本生命保険相互会社	21,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	16,418
明治安田生命保険相互会社	12,500
みずほ信託銀行株式会社	11,418
住友生命保険相互会社	10,000
第一生命保険株式会社	8,500
株式会社三井住友銀行	8,359

(注) 上記には、シンジケートローン契約に基づく借入を含んでおります。

②海 外

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	51,400 ^{百万円}
株式会社みずほ銀行	23,494

(注) 海外には、外貨建ての借入を含んでおります。

(10) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
シャープエレクトロニクス マーケティング(株)	2,000 百万円	100.0 %	家電及び情報製品の販売
シャープマニファクチャリング システム(株)	483	100.0	生産設備機械及び金型等の 製造販売
シャープエネルギーソリューション(株)	422	100.0	太陽光発電システムの販売 及び空調・電気設備工事
シャープエンジニアリング(株)	389	100.0	家電製品のアフターサービス
シャープビジネスソリューション(株)	1,638	100.0	ソフトウェアの開発販売、情報 製品の販売及びアフターサー ビス並びにサプライ等の販売
シャープ・エレクトロニクス・ コーポレーション	448,292 千米ドル	100.0	家電、情報製品及びデバイスの 製造販売
シャープ・エレクトロニクス (ヨーロッパ)・リミテッド	80,469 千ユーロ	100.0	情報製品及び太陽光発電シ ステムの販売
シャープ・アプライアンスズ (タイランド) リミテッド	948,650 千バート	100.0	家電製品の製造販売
夏普弁公設備(常熟)有限公司	54,400 千米ドル	100.0	情報製品の製造販売
無錫夏普電子元器件有限公司	31,500 千米ドル	※ 80.0	デバイスの製造販売
南京夏普電子有限公司	100,580 千米ドル	※100.0	家電製品及びデバイスの製造 販売
夏普電子(上海)有限公司	5,000 千米ドル	100.0	デバイスの販売

(注) ※印は間接所有を含む比率であります。

(11) その他

〈米州液晶テレビ事業の構造改革〉

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、当社グループが米州にて当社ブランドで展開する液晶テレビ事業において、中国の家電大手Hisense Co.,Ltd及びそのグループ会社（以下、「Hisense社グループ」といいます。）との間で当社ブランドの供与を趣旨とする業務提携を行うこと、並びに当社連結子会社のメキシコの生産会社であるSharp Electronica Mexico S. A. de C.V.の株式全部をHisense社グループに譲渡すること等について決議し、同日付で法的拘束力のある契約を締結いたしました。

本件事業構造改革を推進することにより米州事業の再構築を図り、液晶テレビ事業についてはHisense社グループとの業務提携を軸に収益性の伴う事業に転換させます。オープンをはじめとする白物家電事業、複写機やインフォメーションディスプレイを中心とするビジネスソリューション事業、

太陽電池を核とするエネルギーソリューション事業については継続し、収益性を高めてまいります。
なお、メキシコの生産会社の株式譲渡は、平成28年1月6日付で完了しております。

〈連結子会社（シャープ新潟電子工業株式会社）株式の譲渡〉

当社は、平成27年12月22日開催の取締役会において、連結子会社であるシャープ新潟電子工業株式会社（以下、「SNE社」といいます。）の当社が保有する株式の全部を、SNE社並びにSNE社経営陣等に対して譲渡（以下、「本株式譲渡」といいます。）することの基本合意締結について決議し、平成28年2月29日付で、正式に株式譲渡契約を締結いたしました。

本株式譲渡は、SNE社の経営の自由度を向上させ同社の企業価値向上に寄与することが期待されるとともに、当社の財務体質強化にもキャッシュ・フローの面で貢献するものです。

なお、本株式譲渡は、平成28年3月31日付で完了しております。

〈T F T液晶事業に関する競争法関連調査等〉

T F T液晶事業に関し、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、北米等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数
- | | |
|--------|-----------------|
| 普通株式 | 5,000,000,000 株 |
| A種種類株式 | 200,000 株 |
| B種種類株式 | 25,000 株 |
- (2) 発行済株式の総数
- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 1,701,214,887 株 (自己株式10,536,390株を含む。) |
| A種種類株式 | 200,000 株 |
| B種種類株式 | 25,000 株 |
- (3) 株 主 数
- | | |
|--------|-----------|
| 普通株式 | 218,954 名 |
| A種種類株式 | 2 名 |
| B種種類株式 | 1 名 |

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	普通株式 47,317 千株	2.80 %
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	普通株式 45,781	2.71
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	普通株式 41,910 A種種類株式 100 計 42,010	2.48
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	普通株式 41,678 A種種類株式 100 計 41,778	2.47
株 式 会 社 マ キ タ	普通株式 35,842	2.12
サ ム ス ン 電 子 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	普通株式 35,804	2.12
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	普通株式 31,317	1.85
シ ャ ー プ 従 業 員 持 株 会	普通株式 29,807	1.76
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	普通株式 26,395	1.56
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	普通株式 26,279	1.55

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 上記A種種類株式 (株式会社みずほ銀行 100千株、株式会社三菱東京UFJ銀行 100千株) のほかB種種類株式 (ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合 25千株) を平成27年6月30日に発行しました。なお、A種種類株式及びB種種類株式には、議決権はありません。
3. 株式会社みずほ銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が6,000千株あります。
4. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

(※印は代表取締役)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	水 嶋 繁 光	
※ 取 締 役 社 長	高 橋 興 三	
※ 取 締 役	長 谷 川 祥 典	専務執行役員 コンシューマーエレクトロニクスカンパニー社長
取 締 役	橋 本 仁 宏	常務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	伊 藤 ゆ み 子	常務執行役員 法務担当
取 締 役	橋 本 明 博	常務執行役員 経営企画本部長
取 締 役	半 田 力	常務執行役員 東京支社長
取 締 役	榊 原 聡	執行役員 経営管理本部 経理・財務担当
取 締 役	加 藤 誠	
取 締 役	大 八 木 成 男	帝人株式会社 取締役会長 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社リクルートホールディングス 社外取締役
取 締 役	北 田 幹 直	弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 アスクル株式会社 社外監査役 株式会社横河ブリッジホールディングス 社外取締役
取 締 役	住 田 昌 弘	弁護士 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役会長
取 締 役	齋 藤 進 一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	西 尾 裕 次 郎	
常 勤 監 査 役	藤 井 修 造	
監 査 役	夏 住 要 一 郎	弁護士 太陽工業株式会社 社外監査役 新家工業株式会社 社外監査役
監 査 役	奥 村 萬 壽 雄	公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長 株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	須 田 徹	丸一鋼管株式会社 社外監査役 公認会計士・税理士 スリーフィールズ合同会社 代表社員

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 取締役のうち、加藤 誠、大八木成男、北田幹直、住田昌弘、齋藤進一の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、夏住要一郎、奥村萬壽雄、須田 徹の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 西尾裕次郎氏は、当社において長年にわたり経理業務に携わってきており、また、監査役 須田 徹氏は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と幅広い知識を有し、両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役のうち、加藤 誠、大八木成男、北田幹直の3氏及び監査役のうち、奥村萬壽雄、須田 徹の両氏を、当社が株式を上場している東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同証券取引所に対して届け出ております。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
6. 平成28年4月6日付で取締役の担当を次のとおり変更しました。

地 位	氏 名	担 当
取 締 役	榊 原 聡	執行役員 経理・財務本部 経理・財務担当

〈ご参考〉

当社は、業務執行体制を強化するため、執行役員制度を導入しております。

平成28年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は、次のとおりであります。

役 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	大西徹夫	液晶構造改革担当
常務執行役員	藤本俊彦	協業推進担当
常務執行役員	向井和司	ビジネスソリューションカンパニー社長
執行役員	谷口信之	品質・環境担当
執行役員	新 晶	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニー EVP兼海外マーケティング統轄部長兼シャープ・エレクト ロニクス・マレーシア取締役会長
執行役員	種谷元隆	研究開発本部長
執行役員	大澤敏志	シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション取締役会長 兼社長
執行役員	今矢明彦	中国代表兼夏普（中国）投資有限公司董事長兼総経理兼夏普 商貿（中国）有限公司董事長
執行役員	片岡 浩	ビジネスソリューションカンパニー カンパニーEVP
執行役員	沖津雅浩	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニー EVP兼健康・環境システム事業本部長
執行役員	深堀昭吾	経営管理本部人づくり担当
執行役員	佐々岡 浩	エネルギーソリューションカンパニー社長
執行役員	和田正一	ディスプレイデバイスカンパニー社長
執行役員	宮永良一	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニー EVP兼国内マーケティング統轄部長兼シャープエレクト ロニクスマーケティング株式会社代表取締役社長
執行役員	小谷健一	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニー EVP兼デジタル情報家電事業本部長
執行役員	福井博之	経営企画本部経営戦略担当兼経営企画部長
執行役員	森谷和弘	電子デバイスカンパニー社長
執行役員	川口登史	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニー EVP兼通信システム事業本部長

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 副社長執行役員 大西徹夫氏は平成28年3月31日終了の時をもって執行役員を退任しました。
 2. 当事業年度後、次のとおり執行役員の異動がありました。

<執行役員の役位及び担当の変更>

役 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	向 井 和 司	ビジネスソリューションカンパニー社長兼シャープビジネスソリューション株式会社取締役会長
執 行 役 員	宮 永 良 一	コンシューマーエレクトロニクスカンパニー カンパニー E V P 兼国内マーケティング統轄部長 (以上平成28年4月1日付)
常 務 執 行 役 員	森 谷 和 弘	電子デバイスカンパニー社長
執 行 役 員	和 田 正 一	ディスプレイデバイスカンパニー副社長 (以上平成28年4月6日付)

<新任執行役員>

役 位	氏 名	担 当
副 社 長 執 行 役 員	野 村 勝 明	経理・財務本部長
常 務 執 行 役 員	桶 谷 大 亥	ディスプレイデバイスカンパニー社長
執 行 役 員	小 坂 祥 夫	構造改革実行本部長 (以上平成28年4月6日付)

(2) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	大 八 木 成 男	帝人株式会社 取締役会長	特別の関係はありません。
		ジェイ エフ イー ホールディングス 株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社リクルートホールディングス 社外取締役	特別の関係はありません。

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	北 田 幹 直	王子ホールディングス株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		アスクル株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社横河ブリッジホールディングス 社外取締役	特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	住 田 昌 弘	ジャパン・インダストリアル・ ソリューションズ株式会社 取締役会長	同社を無限責任組合員とする ジャパン・インダストリアル・ ソリューションズ第壱号投資 事業有限責任組合は、当社B種 種類株式25,000株を有する株 主であります。
社 外 取 締 役	齋 藤 進 一	ジャパン・インダストリアル・ ソリューションズ株式会社 代表取締役社長	同社を無限責任組合員とする ジャパン・インダストリアル・ ソリューションズ第壱号投資 事業有限責任組合は、当社B種 種類株式25,000株を有する株 主であります。
		三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	夏 住 要 一 郎	太陽工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		新家工業株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	奥 村 萬 壽 雄	公益財団法人日本道路交通情報 センター 理事長	特別の関係はありません。
		株式会社テレビ朝日ホールディングス 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
		丸一鋼管株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	須 田 徹	スリーフィールズ合同会社 代表社員	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	加 藤 誠	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外取締役	大八木 成 男	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外取締役	北 田 幹 直	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。
社外取締役	住 田 昌 弘	平成27年6月23日の就任以降に開催された取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士として、また、会社経営の経験を活かした専門的かつ幅広い見地により発言を行っております。
社外取締役	齋 藤 進 一	平成27年6月23日の就任以降に開催された取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じて長年にわたる会社経営の経験を活かした幅広い見地により発言を行っております。
社外監査役	夏 住 要 一 郎	当事業年度に開催された取締役会には17回のうち16回に、また監査役会には15回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的かつ幅広い見地により発言を行っております。
社外監査役	奥 村 萬 壽 雄	当事業年度に開催された取締役会には17回のすべてに、また監査役会には15回のすべてに出席し、必要に応じて独立的な見地により発言を行っております。
社外監査役	須 田 徹	平成27年6月23日の就任以降に開催された取締役会には14回のすべてに、また監査役会には10回のすべてに出席し、必要に応じて、公認会計士及び税理士としての専門的かつ独立的な見地により発言を行っております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 16名 256百万円

監査役 7名 71百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度におきましては、役員賞与は支給いたしません。
3. 社外取締役5名及び社外監査役4名に対する報酬等の額は72百万円であり、上記金額に含んでおります。
4. 上記には、平成27年6月23日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役2名（うち社外監査役1名）への当事業年度分の報酬等を含んでおります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：月額6,000万円以内、監査役：月額650万円以内）の範囲内において決定します。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

賞与については、定時株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの支給総額についてご承認いただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定し、各監査役の賞与額は、監査役の協議により決定いたします。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに第114期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	303百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	361百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

- (1) 会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議内容の概要（内部統制に関する基本方針は当社ウェブサイトで公開しています）

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務執行を相互に監督するとともに、監査役による監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存・管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度のもと、取締役による経営の意思決定と監督及び執行役員による業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役、執行役員及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役及び執行役員の推薦・報酬は、独立性のある社外取締役が半数以上を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント要綱」に基づいて、「CSR・コンプライアンス委員会」を設置し、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応する。また、緊急事態の発生に際して、「緊急時対応要綱」に基づき、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

⑥ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室に専任の従業員（監査役スタッフ）を置き、監査役の指示による調査の権限を認める。監査役スタッフの人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得る。

⑧ 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査役が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

複数の独立性のある社外監査役を選任し、監査役及び監査役会は独立した機関として取締役の職務の執行を監査する。取締役、執行役員及び従業員は、監査役会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

監査役から職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要なことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

なお、本内容については、当社グループの適法・適正かつ効率的な事業活動の遂行をより確保するため、平成27年10月30日に開催した取締役会において決議しました。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を各部門が策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を全社にわたって実施しています。

① 「内部統制委員会」の運営

内部統制の整備・運用状況について、取締役会の諮問機関である「内部統制委員会」（年4回開催）で審議し、この結果を取締役に報告している。平成27年度は、各部門の具体的な施策のうち、課題があり強化を図るべき施策について、審議を行い推進を図っている。

② コーポレートガバナンスの主な運用

取締役会の議論活性化と、社外・社内役員の情報共有化を図ることを目的とした「役員懇談会」を定期（原則として月1回）開催している。

また、平成27年度は、コーポレートガバナンス・コードに対応した「コーポレートガバナンス基本方針」と「社外役員の独立性判断基準」を制定し、運用している。

③ コンプライアンス経営の維持・強化

「CSR・コンプライアンス委員会」（年4回開催）を設置し、CSRの全社方針、ビジネスリスク施策及びコンプライアンス施策を審議し推進している。さらに、全従業員向け及び階層別の研修を定期的実施するとともに、全従業員が社内ルールを正しく理解し使いこなせるための整備に取り組んでいる。

また、規律ある経営を図るため、懲戒に関するルールの整備に取り組んでおり、平成27年度は、執行役員規程を整備した。

④ リスクマネジメントの運用

「ビジネスリスクマネジメント要綱」の最適化と、同要綱に基づくビジネスリスク管理を実践している。多様なビジネスリスクのうち、経営上特に重点的に管理すべきリスクについて、担当役員と関係部門によるワークショップを継続的に開催し、管理体制と運用の見直しを図っている。

6. 会社の支配に関する基本方針

インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/pdf/16all_kaiji.pdf)

なお、『当社株式の大量買付行為に関する対応プラン』につきましては、平成28年2月25日及び平成28年3月30日開催の取締役会において、鴻海精密工業股份有限公司等に対し、第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）発行の決議及びその修正決議を行っており、当該株式の発行後においては、継続する必要性が小さくなると考えられることから、廃止することを検討しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	965,959	流動負債	1,374,862
現金及び預金	275,399	支払手形及び買掛金	212,556
受取手形及び売掛金	287,271	電子記録債務	66,131
たな卸資産	184,313	短期借入金	612,593
未収入金	148,111	1年内償還予定の社債	20,000
その他	76,214	未払費用	138,470
貸倒引当金	△ 5,349	預り金	110,890
固定資産	604,655	賞与引当金	12,614
有形固定資産	351,205	製品保証引当金	18,718
建物及び構築物	643,926	販売促進引当金	26,120
機械装置及び運搬具	1,244,065	事業構造改革引当金	7,786
工具、器具及び備品	275,678	買付契約評価引当金	57,124
土地	85,352	その他の他	91,860
その他	62,302	固定負債	227,021
減価償却累計額	△ 1,960,118	社債	40,000
無形固定資産	41,640	長期借入金	40,251
工業所有権	450	退職給付に係る負債	117,341
ソフトウェア	34,282	その他	29,429
その他	6,908	負債合計	1,601,883
投資その他の資産	211,810	純資産の部	
投資有価証券	166,427	株主資本	85,414
退職給付に係る資産	2,221	資本金	500
繰延税金資産	16,066	資本剰余金	222,457
その他	29,355	利益剰余金	△ 123,644
貸倒引当金	△ 2,259	自己株式	△ 13,899
繰延資産	58	その他の包括利益累計額	△ 128,464
社債発行費	58	その他有価証券評価差額金	11,634
資産合計	1,570,672	繰延ヘッジ損益	△ 843
		為替換算調整勘定	△ 38,456
		退職給付に係る調整累計額	△ 100,799
		非支配株主持分	11,839
		純資産合計	△ 31,211
		負債純資産合計	1,570,672

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

<p>売 上 高 価</p> <p>2,461,589</p>	<p>2,461,589</p>
<p>売 上 原 価</p> <p>2,228,277</p>	<p>2,228,277</p>
<p>売 上 総 利 益</p> <p>233,312</p>	<p>233,312</p>
<p>販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</p> <p>395,279</p>	<p>395,279</p>
<p>営 業 損 失</p> <p>161,967</p>	<p>161,967</p>
<p>営 業 外 収 益</p> <p>21,186</p>	<p>21,186</p>
<p>受 取 利 息 及 び 配 当 金</p> <p>1,877</p>	<p>1,877</p>
<p>そ の 他 の 営 業 外 収 益</p> <p>19,309</p>	<p>19,309</p>
<p>営 業 外 費 用</p> <p>51,679</p>	<p>51,679</p>
<p>支 払 利 息</p> <p>18,721</p>	<p>18,721</p>
<p>そ の 他 の 営 業 外 費 用</p> <p>32,958</p>	<p>32,958</p>
<p>経 常 損 失</p> <p>192,460</p>	<p>192,460</p>
<p>特 別 利 益</p> <p>28,429</p>	<p>28,429</p>
<p>固 定 資 産 売 却 益</p> <p>15,954</p>	<p>15,954</p>
<p>投 資 有 価 証 券 売 却 益</p> <p>1,939</p>	<p>1,939</p>
<p>訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額</p> <p>2,046</p>	<p>2,046</p>
<p>受 取 和 解 金</p> <p>8,490</p>	<p>8,490</p>
<p>特 別 損 失</p> <p>67,091</p>	<p>67,091</p>
<p>固 定 資 産 除 売 却 損</p> <p>1,990</p>	<p>1,990</p>
<p>減 損 損 失</p> <p>24,748</p>	<p>24,748</p>
<p>投 資 有 価 証 券 評 価 損</p> <p>125</p>	<p>125</p>
<p>事 業 構 造 改 革 費 用</p> <p>38,165</p>	<p>38,165</p>
<p>訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額</p> <p>2,038</p>	<p>2,038</p>
<p>関 係 会 社 清 算 損</p> <p>25</p>	<p>25</p>
<p>税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失</p> <p>231,122</p>	<p>231,122</p>
<p>法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税</p> <p>18,401</p>	<p>18,401</p>
<p>法 人 税 等 調 整 額</p> <p>3,663</p>	<p>3,663</p>
<p>当 期 純 損 失</p> <p>253,186</p>	<p>253,186</p>
<p>非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</p> <p>2,786</p>	<p>2,786</p>
<p>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失</p> <p>255,972</p>	<p>255,972</p>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益
当 期 首 残 高	121,885	95,945	△ 87,448	△ 13,893	116,489	10,569	780
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	112,500	112,500			225,000		
資本金から剰余金 への振替	△233,885	233,885			-		
欠 損 填 補		△219,781	219,781		-		
親会社株主に帰属 する当期純損失			△255,972		△255,972		
持分法の適用範囲 の変 動			△ 5		△ 5		
連結子会社株式の 取得による持分の 増 減		△ 90			△ 90		
自己株式の取得				△ 9	△ 9		
自己株式の処分		△ 2		3	1		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						1,065	△ 1,623
当 期 変 動 額 合 計	△121,385	126,512	△ 36,196	△ 6	△ 31,075	1,065	△ 1,623
当 期 末 残 高	500	222,457	△123,644	△ 13,899	85,414	11,634	△ 843

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	為替 調整 勘定	退職給 付に係 る累計	に 調整 額 その 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	△ 18,106	△ 79,566	△ 86,323	14,349	44,515
当期変動額					
新株の発行					225,000
資本金から剰余金 への振替					—
欠損填補					—
親会社株主に帰属 する当期純損失					△255,972
持分法の適用範囲 の変動					△ 5
連結子会社株式の 取得による持分の 増減					△ 90
自己株式の取得					△ 9
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 20,350	△ 21,233	△ 42,141	△ 2,510	△ 44,651
当期変動額合計	△ 20,350	△ 21,233	△ 42,141	△ 2,510	△ 75,726
当期末残高	△ 38,456	△100,799	△128,464	11,839	△ 31,211

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	645,605	流動負債	1,234,768
現金及び預金	225,272	支払手形	1,641
受取手形	77	電子記録債権	63,981
売掛金	266,478	短期借入金	156,939
製品	39,309	1年内償還予定の社債	564,802
仕掛品	17,703	未払費用	20,000
原材料及び貯蔵品	10,790	未払税金	4,066
前渡金	23,522	繰延税金負債	34,260
前払費用	437	前預賞与	95,797
その他金	64,964	製品保証引当金	524
貸倒引当金	△ 2,952	訴訟損失引当金	258
固定資産	643,419	事業構築費引当金	22,079
有形固定資産	277,643	事業構築費引当金	147,523
建物	154,128	事業構築費引当金	6,300
構築物	4,541	事業構築費引当金	11,690
機械及び装置	19,220	事業構築費引当金	200
車両運搬具	10	事業構築費引当金	3,326
工具、器具及び備品	8,104	事業構築費引当金	57,123
土地	80,785	事業構築費引当金	42,344
リース資産	7,421	事業構築費引当金	1,908
建設仮勘定	3,430	固定負債	99,466
無形固定資産	30,277	社長退職一時給付引当金	40,000
工業所有権	78	繰延税金負債	40,000
施設利用権	151	繰延税金負債	2,164
ソフトウェア	30,048	繰延税金負債	8,583
投資その他の資産	335,498	繰延税金負債	6,396
投資有価証券	57,536	繰延税金負債	2,321
関係会社株式	226,357	負債合計	1,334,235
関係会社出資金	38,238	純資産の部	54,519
長期前払費用	9,575	株主資本	△ 54,519
その他の金	5,687	資本	500
貸倒引当金	△ 1,897	資本剰余金	222,546
繰延資産	57	その他有価証券評価差額金	125
社債発行費	57	利益剰余金	222,421
資産合計	1,289,082	その他有価証券評価差額金	△ 263,667
		特別償却準備金	△ 263,667
		固定資産圧縮積立金	2
		繰越利益剰余金	4,252
		繰越利益剰余金	△ 267,921
		繰越利益剰余金	△ 13,899
		繰越利益剰余金	9,367
		繰越利益剰余金	10,396
		繰越利益剰余金	△ 1,029
		純資産合計	△ 45,152
		負債純資産合計	1,289,082

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 4月1日から
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

<p>売上 1,925,431</p> <p>売上原価 1,918,237</p> <p>売上総利益 7,194</p> <p>販売費及び一般管理費 170,737</p> <p>営業外収益 163,543</p> <p>受取利息及び配当金 41,435</p> <p>その他の営業外収益 22,475</p> <p>営業外費用 18,960</p> <p>支払利息 49,033</p> <p>その他の営業外費用 18,315</p> <p>経常損失 30,718</p> <p>特別利益 171,141</p> <p>固定資産売却益 23,068</p> <p>投資有価証券売却益 15,257</p> <p>関係会社株式売却益 224</p> <p>関係会社出資金売却益 365</p> <p>訴訟損失引当金戻入額 2,162</p> <p>受取和解金 2,046</p> <p>3,011</p> <p>特別損失 108,248</p> <p>固定資産除売却損 1,085</p> <p>減損損失 16,815</p> <p>投資有価証券評価損 98</p> <p>関係会社株式評価損 822</p> <p>関係会社出資金評価損 15,825</p> <p>関係会社事業損失引当金繰入額 42,344</p> <p>関係会社清算損 732</p> <p>事業構造改革費用 28,485</p> <p>訴訟損失引当金繰入額 2,037</p> <p>税引前当期純損失 256,321</p> <p>法人税、住民税及び事業税 8,868</p> <p>法人税等調整額 △ 1,522</p> <p>当期純損失 263,667</p>	<p>1,925,431</p> <p>1,918,237</p> <p>7,194</p> <p>170,737</p> <p>163,543</p> <p>41,435</p> <p>22,475</p> <p>18,960</p> <p>49,033</p> <p>18,315</p> <p>30,718</p> <p>171,141</p> <p>23,068</p> <p>15,257</p> <p>224</p> <p>365</p> <p>2,162</p> <p>2,046</p> <p>3,011</p> <p>108,248</p> <p>1,085</p> <p>16,815</p> <p>98</p> <p>822</p> <p>15,825</p> <p>42,344</p> <p>732</p> <p>28,485</p> <p>2,037</p> <p>256,321</p> <p>8,868</p> <p>△ 1,522</p> <p>263,667</p>
---	---

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金						
当 期 首 残 高	121,884	84,384	11,560	95,945	4	4,253	△224,037	△219,780
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	112,500	112,500		112,500				
資 本 金 か ら 剰 余 金 へ の 振 替	△233,884		233,884	233,884				
準 備 金 か ら 剰 余 金 へ の 振 替		△196,759	196,759	-				
欠 損 填 補			△219,780	△219,780			219,780	219,780
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩					△ 2		2	-
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△ 102	102	-
税 率 変 更 に 伴 う 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 変 動						101	△ 101	-
当 期 純 損 失							△263,667	△263,667
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			△ 2	△ 2				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	△121,384	△ 84,259	210,861	126,601	△ 2	△ 1	△ 43,883	△ 43,886
当 期 末 残 高	500	125	222,421	222,546	2	4,252	△267,921	△263,667

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その 他有 価証 券差 額金 評価 差額	繰延ヘ ッジ損 益	評価・換 算差 額等合 計	
当期首残高	△ 13,892	△ 15,843	9,291	571	9,862	△ 5,980
当期変動額						
新株の発行		225,000				225,000
資本金から 剰余金への振替		-				-
準備金から 剰余金への振替		-				-
欠損填補		-				-
特別償却準備 金の取崩		-				-
固定資産圧縮 積立金の取崩		-				-
税率変更に伴う 固定資産の 積立金の変動		-				-
当期純損失		△263,667				△263,667
自己株式の取得	△ 9	△ 9				△ 9
自己株式の処分	2	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,105	△ 1,600	△ 495	△ 495
当期変動額合計	△ 6	△ 38,676	1,105	△ 1,600	△ 495	△ 39,171
当期末残高	△ 13,899	△ 54,519	10,396	△ 1,029	9,367	△ 45,152

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

シャープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 指定有限責任社員 業務執行社員	あずさ監査法人 公認会計士 後 藤 研 了 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 田 大 輔 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 前 田 俊 之 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 俣 野 広 行 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シャープ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月2日に新株式割当予定先との間で第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）の発行に関する株式引受契約を締結した。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日に期間延長を実施したシンジケートローンについて、平成28年4月26日にシンジケートローン貸付人各行との間で契約を更改した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

シャープ株式会社
取締役会 御中

有限責任	あずさ監査法人
指定有限責任社員	公認会計士 後 藤 研 了 ㊟
業務執行社員	公認会計士 原 田 大 輔 ㊟
指定有限責任社員	公認会計士 前 田 俊 之 ㊟
業務執行社員	公認会計士 俣 野 広 行 ㊟
指定有限責任社員	
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シャープ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年4月2日に新株式割当予定先との間で第三者割当による新株式（普通株式及びC種種類株式）の発行に関する株式引受契約を締結した。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日に期間延長を実施したシンジケートローンについて、平成28年4月26日にシンジケートローン貸付人各行との間で契約を更改した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、監査役会において審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査役の業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換に努め、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め又は重要な子会社に赴いて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえて検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を企業会計審議会が定める「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。また、当該基本方針の実現のための取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

シャープ株式会社 監査役会

常勤監査役 西 尾 裕次郎 ㊟

常勤監査役 藤 井 修 造 ㊟

監査役
(社外監査役) 夏 住 要一郎 ㊟

監査役
(社外監査役) 奥 村 萬壽雄 ㊟

監査役
(社外監査役) 須 田 徹 ㊟

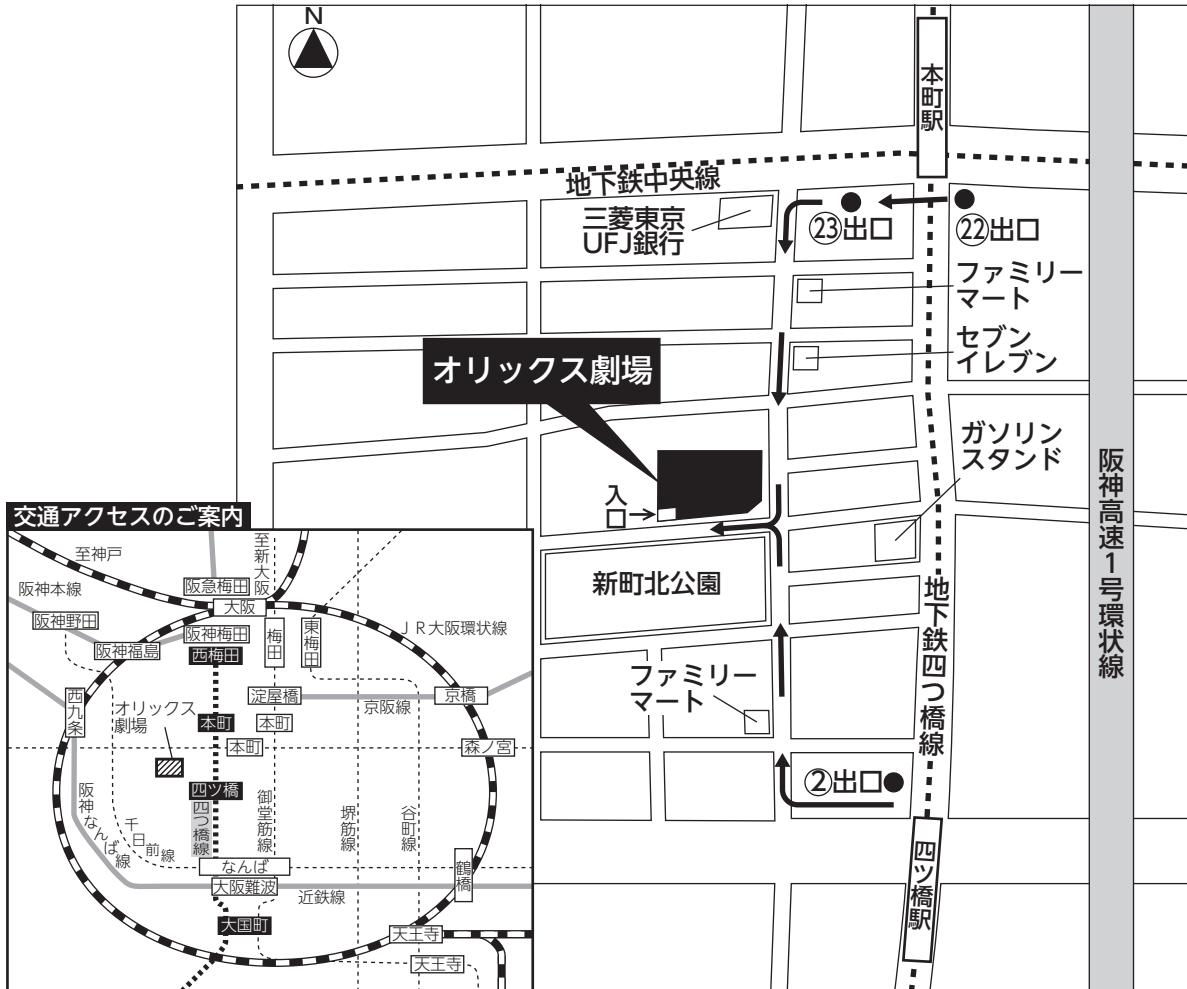
以 上

株主総会会場ご案内図

【最寄駅】

- 大阪市営地下鉄四つ橋線「本町駅」：②③出口から徒歩約7分
- 「四つ橋駅」：②出口から徒歩約5分

※四つ橋線へは、JR大阪駅方面からお越しの場合は「西梅田駅」、JR天王寺駅方面からお越しの場合は地下鉄御堂筋線をご利用の上、「大国町駅」での乗り換えが便利です。
なお、送迎バスの運行はございませんので、ご了承願います。



※ 当会場には、駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。